

1. 件名：福島第一原子力発電所における運転上の制限の逸脱（サブドレン水位差）に係る面談
2. 日時：令和元年12月12日（木）16時05分～17時20分
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、宇野課長補佐、知見主任安全審査官、松井安全審査官、
山中係員、田上係員、高松係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 電気・機械設備グループ 担当3名
福島第一原子力発電所 水処理計画グループ 担当2名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、10月28日に1号機廃棄物処理建屋（Rw/B）及び2号機タービン建屋（T/B）内の3箇所のエリアの水位が上昇し、サブドレン水位との差が400mm以下となったことから運転上の制限からの逸脱（LCO逸脱）を宣言した事象の再発防止対策等について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 露出エリアの考え方について
 - ✓LCO逸脱となった露出エリアは3つの条件を満たすことで監視対象外としていたこと。
 - ✓当該露出エリアは雨水等が流入しても排水され、水位は形成されないと想定していたこと。
 - ✓しかし、雨水等の流入で一時的に水位が形成されLCO逸脱となったこと。
 - ✓今後は更に滞留水を低下させるので再流入し、水位が形成されるリスクは少ないと考えていること。
 - 露出エリアの今後の扱いについて
 - ✓露出エリアは、実施計画に記載している排水完了エリアに貯留する残水の要件を満たしていると考えていること。
 - ✓1号機T/Bの水位は復水器エリアの床サンプで管理しているが、床サンプから溢れた水の扱いは今後検討していくこと。
 - ✓LCO逸脱となった3箇所については、排水完了エリアとすることを考えていること。
 - ✓建屋全体が露出している建屋の扱いについては、今後の対応を検討すること。
 - 原子力規制庁は、上記説明を確認し、以下の対応を求めた。
 - LCO逸脱となった3箇所を排水完了エリアとするときには、管理方法等を含めた報告を引き続き行うこと。

6. その他

資料：

- 1～4号機各建屋における露出エリアの今後の扱い